

豊中市伊丹市クリーンランドペットボトル水平リサイクル
業務の協定締結に関する公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月

豊中市・伊丹市・豊中市伊丹市クリーンランド

1. 実施目的

豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）及び構成市である豊中市並びに伊丹市の三者（以下「三者」という。）は、それぞれの「一般廃棄物処理基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」等に基づき、市民・市民活動団体などの多様な主体との連携・協働のもと、「循環型社会」及び「低炭素社会」の取組みを進めています。

また、暮らしに密着した環境問題として、ごみの減量や資源化、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の定着と推進により、更なる持続可能な資源循環が求められています。

ペットボトルの水平リサイクルの取組みは、新たな石油資源の使用削減やCO₂の排出抑制など、三者が目指す「循環型社会づくり」に有効であり、限りある資源を有効活用するため、半永久的にペットボトルをペットボトルに再生する「ボトル to ボトルリサイクル」が実現可能な水平リサイクルを導入しようとするものです。

なお、導入にあたっては、事業者の持つ幅広い経験や知見を活用した市民や未来を担う子どもたちへの環境学習、市民意識の向上へ繋げる取組みも、その効果として期待しています。

上記取組みを果たすための事業者との協定締結にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最優秀提案者（協定予定者）の選定を行い、三者と協定を締結することを目的とします。

2. 対象業務

（1）業務名

クリーンランドペットボトル水平リサイクル業務

（2）業務内容

別紙「クリーンランドペットボトル水平リサイクル業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（3）協定期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

ただし、三者又は協定企業のいずれかから、申し出があった場合には、協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

（4）売却単価

本件における提案金額（1トンあたりの単価・消費税及び地方消費税込み）は、売却単価決定直前の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）におけるクリーンランドペットボトル落札価格を上回る金額とすること。

※積算根拠（算出方法）を明記すること。

※税率変更後は変更後の税率とする。

※単価については、半期（4～9月、10～3月）毎に更新するものとする。

（5）所管課

クリーンランド 再資源・搬入課

3. 参加資格要件

参加申込みにあたっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 我が国においてペットボトルの水平リサイクルを実施している飲料メーカー又は飲料メーカーを含む法人連合体であり、過去に本業務と同種もしくは類似の実績を有していること。(実績については現在実施中のものを含む)
- (2) 法人又は代表者が次の事項に該当しないこと。
- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
 - 2) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に、該当すると認められる団体。
 - 3) 豊中市から、豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置（国又は豊中市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
 - 4) 豊中市から、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に、基づく入札参加除外措置（国又は豊中市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
 - 5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。
 - 6) 労働関連法に違反し、官公庁から摘発又は勧告等を受けている団体。
 - 7) 会社更生法及び民事再生法等により、更生又は再生手続きを開始している団体。
 - 8) 租税公課を滞納している団体。

4. 募集及び選定スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和6年2月15日（木）	公募開始	ホームページ
令和6年2月29日（木）	質問書提出期限	電子メール又はファックス
令和6年3月7日（木）	質問に対する回答	電子メール又はファックス
令和6年3月14日（木）	参加申請、企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和6年3月21日（木）	一次審査（書類選考）	参加者が4者以上あった場合のみ
令和6年3月28日（木）	一次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年4月11日（木）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	詳細は別途通知
令和6年4月18日（木）	二次審査結果通知（最優秀提案者）	郵送及び電子メール
令和6年4月下旬～	協定内容・契約内容協議	
令和6年6月上旬	協定締結	
令和6年6月中旬	ペットボトル売却契約締結	
令和6年7月1日（月）	ペットボトル搬出業務の開始	

5. 参加手続等

(1) 募集期間

令和6年2月15日（木）午前9時から3月14日（木）午後5時まで

(2) 実施要領の配布

本プロポーザルへの参加を希望する団体は、令和6年2月15日(木)から3月14日(木)(但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。)までの午前9時から午後5時までの間、クリーンランド再資源・搬入課(焼却施設6階事務室)において、クリーンランドペットボトル水平リサイクル業務の協定締結に関する公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)等を配布します。

また、クリーンランドホームページから、公募開始日の令和6年2月15日(木)より、ダウンロードすることができます。

(3) 資料の配布

募集期間内に、以下の資料を配布します。【クリーンランドホームページからも、ダウンロード可能】

- ①実施要領
- ②仕様書
- ③年報資料「ひと目で分かるクリーンランド」
- ④クリーンランド全体平面図

(4) 提出書類

区 分	必 要 書 類 ・ 内 容	様 式
①表紙(鑑)	プロポーザル参加表明書	様式第1号
②企業概要書	様式の記載事項に基づき記載すること	様式第2号
③業務実績書	様式の記載事項に基づき記載すること	様式第3号
④業務実施体制書	様式の記載事項に基づき記載すること	様式第4号
⑤ 企画提案書	以下の項目を網羅すること ・業務の実施方針、実施体制、スケジュール等について ・他市でのペットボトル水平リサイクルの実績 ・資源循環型社会実現に向けての考え方について ・両市市民への環境学習や市民意識向上に繋げる取組みに係る考え方について ・本事業に関する周知や、その他ペットボトルリサイクルに関する啓発手法について ・その他本事業に係る企業独自の提案、工夫など	任意様式
⑥見積書	提案金額(1トンあたりの単価・税込み) ・積算根拠や金額の算出方法を明記すること ・令和6年度上期の容リ協におけるクリーンランド落札価格(令和6年3月上旬容リ協HP公表予定)を上回ること ・報告書その他諸経費を含む価格とする	任意様式
⑦処分歴等	公募開始日から過去3年以内の処分歴等	様式第5号
⑧共同企業体委任状	共同企業体での応募の場合は提出すること	様式第6号
⑨登記簿謄本	※書類提出時点で発行後3ヵ月以内のものに限ります	
⑩財務諸表	※直近の決算時のもの	
⑪納税証明書	※直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税等	

(5) 提出方法と提出期限

本プロポーザルに参加を希望する団体は、上記提出書類を添付のうえ、令和6年3月14日(木)午後5時までに、下記の提出先に持参してください。また、郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合においても、提出期限の午後5時必着とします。但し、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(6) 提出先

〒561-0806 大阪府豊中市原田西町2番1号
豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課
(電話) 06-6841-5394 (FAX) 06-6845-6194
(メールアドレス) clean.saishigen@toyotami-cleanland.jp

(7) 質問及び回答

1) 質問の受付期間

令和6年2月15日(木)午前9時から2月29日(木)午後5時までとします。

2) 質問書及び送付先

参加表明書及び企画提案書等に関する質問は、別紙(様式第7号)の質問書に記載のうえ、提出先のメールアドレス又はFAX番号あてに送信してください。

また、送信後は送信した旨を必ず電話連絡してください。

なお、電話での質問の受け付けはいたしません。

3) 回答方法

質問の回答は、令和6年3月7日(木)に、クリーンランド再資源・搬入課より、メール又はファックスにて一括回答いたします。

6. 企画提案書作成要領

本プロポーザルに参加を希望する団体は、実施要領並びに仕様書に沿って、クリーンランドペットボトル水平リサイクル業務の趣旨を理解したうえ、各提案様式の項目について記載してください。

(1) 提出書類及び部数

1) 共通事項

①A4版普通紙を縦置き左綴じとし、文章は横書きで、文字サイズは11ポイント、全体で20ページまでとしてください。(A3版を使用するときは、3つ折りで綴じてください。)

なお、カラー印刷及び両面印刷は可とし、提案様式ごとにページ数を付してください。(表紙・目次についてはページ数に含みません。)

②企画提案の内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述してください。

2) 提出書類

3ページ(4)提出書類と下記3)提出部数に基づき紙ベースで作成し提出してください。

3) 提出部数

企画提案書の正本1部、副本7部を提出してください。(副本については、写し可とする)また、⑨、⑩、⑪は正本1部とする(写し可とする)

(2) 記入上の注意事項

- ①企画提案にかかる費用は、参加者の負担とし、1団体につき1案とします。
- ②企画提案書の内容について、確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ③提出書類は、返却しません。

(3) 著作権等の取扱い等

提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な複製を作成する場合があります。また、三者が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用することができることとします。

7. 審査方法

(1) 審査委員会の設置

クリーンランド内に、「豊中市伊丹市クリーンランド ペットボトル水平リサイクル業務の協定締結に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、同審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

(2) 審査委員会の構成

6名で構成します。

(3) 審査

1) 一次審査（書類選考）

参加者が4者以上の場合、次の日程で一次審査を行います。

ア) 日 時 : 令和6年3月21日(木)

イ) 開催場所 : クリーンランドごみ焼却施設 6階 第1会議室

ウ) 結果発表

- ① 書類選考を行い、一次審査通過者（最大3団体）を決定します。なお、参加者が3者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨を通知します。
- ② 一次審査を通過した団体には、その旨と二次審査の案内、その他の参加者には、選外となった旨を、令和6年3月28日(木)に文書で送付するとともに、メール又はファックスでも通知します。

エ) 審査内容

一次審査（書類選考）では、提出書類の内容について審査基準に基づき、参加団体ごとに点数評価を行い、審査委員6人の合計点を300点満点とし評価点数の合計が高い上位3位までを選考します。

オ) 審査基準

① 【審査項目・配点】

項 目	配 点
①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務実施体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性と実現可能性	20点
合 計	50点

②【審査項目ごとの採点基準】

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10点	8点	5点	3点	1点
20点	20点	15点	10点	5点	1点

カ) 留意事項

- ①審査結果に対する問い合わせには応じないものとします。
- ②参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできません。

2) 二次審査（プレゼンテーション）

次の日程で、二次審査を行います。

ア) 日 時 : 令和6年4月11日(木)

時間等の詳細は、文書にて対象者に通知します。

イ) 開催場所 : クリーンランドごみ焼却施設 7階 大会議室

ウ) 発表方法

- ① 発表者は各団体とも3人以内とし、業務実施体制書(様式第4号)に記載の者とします。
なお、プレゼンテーションは、非公開で実施します。
- ② プレゼンテーションの時間配分は、説明時間20分、審査委員との質疑応答を20分とします。
- ③ 発表は、企画提案書の提案事項に基づき説明を行います。クリーンランドが用意する75インチ大型モニター(HDMI接続)又はプロジェクター及びスクリーンを使用してのプレゼンテーションを可とします。なお、パソコンは各団体で用意し、開始前に接続確認をしてください。その他のOHP等の視聴覚機器は使用できません。
また、説明を補足するために新たな資料を配布する場合は、A4又はA3サイズとし、枚数は2枚以内とします。(両面印刷可、部数は7部用意)

エ) 欠席者の取扱い: 二次審査に欠席した場合は、失格とします。

オ) 審査内容

二次審査(プレゼンテーション)では、業務実施体制等及び企画提案書の内容について各団体ごとに発表し、質疑応答を通して点数評価を行います。なお、参加者が1団体になった場合でも審査を行い、各審査委員の評価点合計が最低基準点以上である場合のみ、最優秀提案者として選定します。

※審査委員6人の合計点を600点満点とし、最低基準点については300点(満点の5割以上)とします。

カ) 審査基準

① 【審査項目と配点】

審査項目	審査内容	配点
1) 業務実施体制等に関する項目 (30点)	① 会社概要、業務実績、業務遂行能力	10
	② 業務実施者の資格、経歴、実績及び業務実施能力、業務への取組体制	10
	③ 専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力、優れた取組み実績	10
2) 企画提案に関する項目 合計(70点)	① 総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10
	② 業務の全体フロー及びスケジュール等の適格性	5
	③ 運搬、再生樹脂生産、ペットボトルの形成、製品化について、国内で持続可能なリサイクルルートの構築が可能であるか	10
	④ 環境学習や市民意識の向上等の資源循環型社会の形成に向けた提案であるか	15
	⑤ 優れた手法や独自の工夫等の魅力的な提案であるか	10
	⑥ 見積金額の単価決定に係る考え方が三者にとってメリットがあるか	20
*1 処分歴等による減点 (0～-3点)	* 公募日から過去3年以内に処分歴があるか (*1下記参照)	0～-3
	合計	97 ～100

*1 処分歴なし：0点、処分が明けて2年以上3年未満：-1点、処分が明けて1年以上2年未満：-2点、処分が明けて1年未満：-3点

② 【審査項目ごとの採点基準】

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5点	5点	4点	3点	2点	1点
10点	10点	8点	5点	3点	1点
15点	15点	12点	8点	4点	1点
20点	20点	15点	10点	5点	1点

キ) 最優秀提案者の決定

- ① 二次審査（プレゼンテーション）の評価点数を合計し、最も高い評価点数の団体を評価順位1位とし、次に高い団体を2位として順位を決定します。
- ② 評価点数の合計が1位の団体を最優秀提案者（協定予定者）として、協定の交渉を行うものとします。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点数の合計が高い団体から順次交渉を行います。
- ③ 評価点数の合計が同点の場合は、審査項目の2)の合計評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査項目の1)における評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査委員会委員の合議により順位を選定します。

8. 二次審査の結果通知及び公表

- (1) 二次審査の結果については、令和6年4月18日（木）に、二次審査の参加団体あてに文書及び電子メールで通知します。なお、審査内容や結果に関する異議は認めません。
- (2) 二次審査の結果については、「豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、クリーンランドホームページで公表します。
- (3) 電話等による結果の問い合わせは不可とします。

9. 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募提案の内容に関して、公正を欠いた行為があった場合
- (3) 参加表明書の提出から契約締結日までに、参加資格要件に欠く事態が生じた場合
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (5) 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行ったとき
- (6) 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (7) 審査委員会委員に対して、直接・間接問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき
- (8) 令和6年度上期の容り協におけるクリーンランド落札価格と同額以下の提案を行った場合

10. 協定協議及び締結に関する事項

- (1) 最優秀提案者は、選定後、速やかに企画提案を基に三者と協議のうえ、三者との協定を締結します。
- (2) 最優秀提案者と協定締結に至らなかった場合又は失格事項に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の提案者を最優秀提案者として繰り上げます。
- (3) 協定に基づき、クリーンランドとの物品売却契約の協議・締結を行います。

11. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りでないものとします。

- (3) 提出された書類等は返却しないものとします。
- (4) 本プロポーザルは、最優秀提案者（協定予定者）の選定を目的に実施するものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (5) 提出書類の記入において令和5年度豊中市入札参加資格を有している者は、豊中市に届け出ている使用印鑑を押印してください。
- (6) 本プロポーザルにより、選定された法人又は団体等の内、豊中市入札参加資格登録が未登録の者は、速やかに豊中市入札参加資格登録の手続を行うものとします。
- (7) 本プロポーザル及び事務における透明性を確保するため、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- (8) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は三者からの費用負担を伴わず実施するものとします。
- (9) 審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (10) 応募書類の作成及びその他の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (11) 本実施要領に定めるほか、必要な事項についてはクリーンランドが定めるものとします。

12. 事務局（問い合わせ先）

〒561-0806 大阪府豊中市原田西町2番1号

豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課 担当：林田、池田（純）

（電話） 06-6841-5394

（FAX） 06-6845-6194

（E-mail） clean.saishigen@toyoitami-cleanland.jp